

厚生年金基金の代行返上 および確定給付企業年金(DB)制度への 移行について

事業主はじめ加入員の皆様には、当基金の将来返上に伴う同意書につきましてご賛同いただき、誠にありがとうございました。

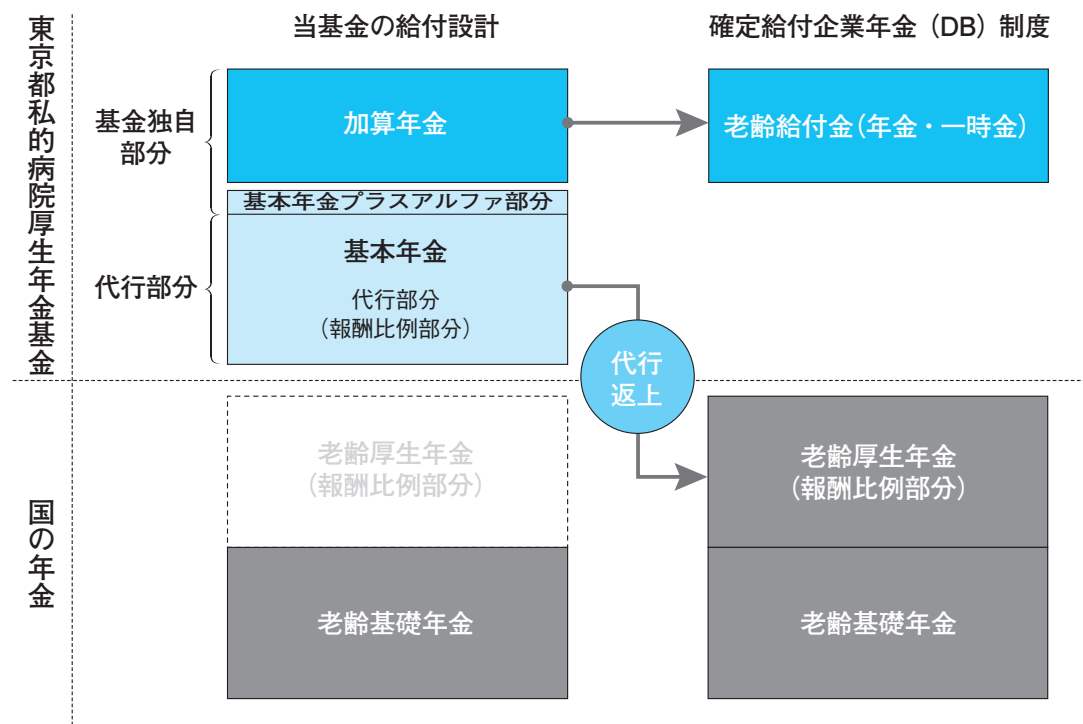
当基金は、平成27年9月30日開催の代議員会において、国の厚生年金の代行給付に係る将来義務の停止（いわゆる将来返上）を議決し、9月30日付で厚生労働省に認可申請書を提出いたしました（平成27年11月1日付で将来返上の認可が下りました）。

代行返上および確定給付企業年金（DB）制度への移行について

当基金は、国に代わって運営していた厚生年金の一部（年金資産）を国に返還し、残った独自部分の年金資産で新たに設立する確定給付企業年金（DB）制度へ移行します。

これにより、従来、当基金よりお支払いしていた基本年金のうち代行部分の年金については、加入員、年金受給者ともに国から老齢厚生年金として受けることとなります。また、基金独自部分である加算部分の年金給付は、新たに設立する確定給付企業年金（DB）制度から受けることとなります。

代行返上による制度移行イメージ



※基本年金プラスアルファ部分については、確定給付企業年金（DB）制度への移行に伴い廃止します。ただし、当基金の年金受給者および年金受給待期者は従来どおり受給することができます（一時金あるいは有期年金に代えて受けることもできます）。

給付のしくみ

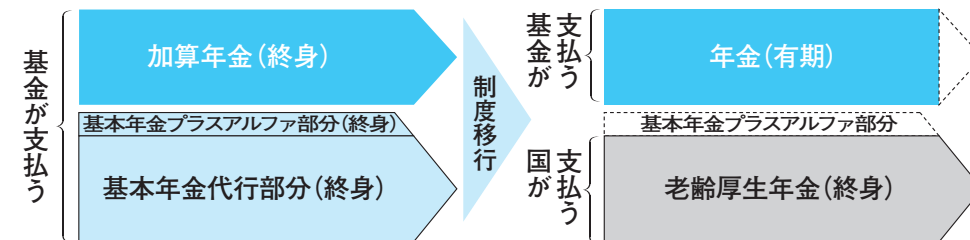
●代行部分

年金資産の返還と同時に年金支給義務が国に引き継がれるため、加入員、年金受給者が年金を受けるうえで不利益を被ることはありません。

●基金独自部分

加算部分は、終身年金から有期年金に変更されます。また、基本年金プラスアルファ部分は廃止します*。

*確定給付企業年金（DB）制度へ移行した時点で当基金の年金受給者および年金受給待期者となっている方は厚生年金基金の加算給付を継続します。また、基本プラスアルファ部分も支給されます（一時金あるいは有期年金に代えて受けることもできます）。



掛金のしくみ

●代行部分

将来返上が認可された時点（平成27年11月）より、基本掛金（代行相当分）として基金に納めていた分は、厚生年金保険料として国に納めていただくこととなります（事業主・加入員で折半負担）。代行部分に関する掛金は納め先が変わるだけで負担額は変わりません。

●基金独自部分

加算部分の掛金および基本年金プラスアルファ部分の掛金（下図※）は全額事業主負担となっていますが、これらの掛金については、将来返上後も基金に納めていただくこととなります。

掛金納付先の変更については、事業主・加入員の皆様のお手続は必要ありません。

